

4連式納付書送付依頼書

<鳥取県における屋外広告業の登録手数料関係>

鳥取県における屋外広告業の登録手数料を納付するため、下記のとおり4連式納付書の送付を依頼します。

◆依頼者(登録申請予定者)

郵便番号	
住所	
申請者個人・法人名	
担当者名	
担当者連絡先電話番号	

◆送付先 ※代理申請される場合など4連式納付書の送付先が上記「依頼者」と異なる場合

郵便番号	
住所	
申請者個人・法人名	
担当者名	
担当者連絡先電話番号	

(注意事項)

- 4連式納付書の送付を希望される方は上記を記載した上で返信用封筒(長3封筒に110円切手を貼付したもの)とともに県まちづくり課に郵送してください。
- 4連式納付書送付依頼書の確認後に4連式納付書を発送します。登録申請書の提出前にコンビニエンスストア又は金融機関で登録手数料を納付していただき、納付済証を添付の上、登録申請を行ってください。
- 郵送代などが不要となる電子申請システムによる電子納付を推奨しています。詳しくは県まちづくり課のホームページを御確認ください。
- 4連式納付書は、下記の県窓口でも交付しているほか、更新申請の予定者には、登録有効期間満了の1~2ヶ月前に県が送付する更新案内の通知に同封します。
 - 県庁(生活環境部くらしの安心局まちづくり課)(鳥取市東町一丁目220番地)
 - 東部建築住宅事務所(鳥取市立川町6丁目176)
 - 中部総合事務所環境建築局建築住宅課(倉吉市東巖城町2番地)
 - 西部総合事務所環境建築局建築住宅課(米子市糀町160番地)
- 4連式納付書は、年度ごとに発行するため、発行年度を超えて使用することができません。年度変わりの時期に納付される場合は御注意ください。

<提出・お問合せ先>

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課 景観・まちなみ整備担当

TEL: 0857-26-7234

E-mail: machizukuri@pref.tottori.lg.jp